

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成26年3月20日(木) 午後6時00分～午後8時00分  
場 所 札幌地方裁判所本館2階裁判員候補者待合室  
出席者 司会者 田 尻 克 巳(札幌地方裁判所刑事第1部総括判事)  
法曹出席者 多々良 周 作(札幌地方裁判所刑事第2部判事補)  
武 内 弘 樹(札幌地方検察庁公判部検事)  
渡 邊 宙(札幌弁護士会弁護士)  
裁判員経験者 6人

報道機関:

北海道新聞  
読売新聞  
共同通信  
NHK 合計4人

### 本意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介, 挨拶

司会者

刑事第1部の裁判官の田尻です。本日の司会を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

さて、裁判員裁判制度は、今年5月で丸5年が経過します。昨年末時点の全国の数字で、裁判員は3万4896人、補充裁判員は1万1929人選任され、6060人の被告人に対して判決が言い渡されました。札幌地裁を見ますと、本日時点で裁判員は849人、補充裁判員は297人が選任され、143人の被告人に対して判決が言い渡されました。

今日は6名の裁判員経験者の方にこの意見交換会にお集まりいただきました。裁判員裁判制度が始まってから、裁判所、検察庁及び弁護士会の法曹三者は、それぞれの立場でより良いものにしようと努力してきましたが、それはあくまでも我々の立場からの努力であり、果たしてそれがより良いものになっているのか、一般国民の立場から見て参加しやすいものになっているのかは、実際に参加した裁判員にお聞きしないと分かりません。また、裁判員裁判に参加した感想は、実際に参加した皆さんでないと語れません。これから参加される方々は、まだ裁判員裁判がどのようなものなのか分からず不安ですので、そのような方々へメッセージをいただければと考えています。

今日は、皆さんから忌憚のない意見を伺って、今後の裁判員裁判に反映させていきたいと思ひます。

それでは、参加していただいている法曹三者の方々から、自己紹介をお願いします。

武内検事

札幌地方検察庁の検察官の武内と申します。検察官の経験は11年で、昨年からは札幌地方検察庁で裁判を担当しています。今回取り上げられる事件の中には、私が担当した事件もありますので、意見を伺う良い機会だと思ひます。よろしくお願ひします。

## 多々良判事補

裁判官の多々良と申します。裁判官となって8年目です。この4月に札幌に来まして、これまで10件の裁判員裁判を経験しました。今回は1番、3番及び4番の方の事件を担当しました。本日は、運用改善に向けた意見を伺う貴重な機会と考えていますので、よろしくお願いします。

## 渡邊弁護士

札幌弁護士会の弁護士の渡邊と申します。弁護士11年目です。裁判員裁判は弁護人として3件経験しています。今日参加していただいた経験者が担当した事件には、弁護人として担当していませんが、我々弁護士が経験者の意見を伺う機会はほとんどないので、是非良かったことは良かったと、悪かったことはここが悪かったと教えていただき、これからの弁護活動に役立てたいと思います。よろしくお願いします。

## 裁判員経験者の紹介、裁判員を経験しての全般的な感想・印象

### 司会者

それでは最初に、裁判員裁判に参加し、実際に体験したことを踏まえた全般的な感想または印象をお一人ずつ伺いたいと思います。まず1番の方が担当された事件は、無理心中を図り、家に火を付けた、殺人未遂、現住建造物等放火未遂の自白事件でした。金曜日が選任手続期日、週末を挟み、実質の審理は月曜日から木曜日までの4日間かけて行われました。検察官は懲役6年を求刑し、最終的に裁判体は懲役5年の判決を言い渡しました。

### 1番

事件や被告人に関わることは当然初めてで、身近にも経験した人がいないので、相談もできなかったのですが、何とかなるだろうと思いながら参加しました。また自分が、客観的に、冷静に、中立的に裁くことができるのかなと思いました。

### 司会者

2番の方の担当された事件は、コンビニで盗みをして車で逃げようとしたところ、追いかけて来た人を車から振り落としてしまった強盗致傷の事件でした。被告人は罪を認めていましたが、犯行態様に争いがある事件でした。月曜日に選任手続期日を行い、火曜日から金曜日まで審理が行われました。

### 2番

裁判に参加して、最初は裁判官が怖かったです。法の番人と言われる裁判官を目の前にして、話もできないのではないかと思いましたが、実際は、中立公平で粛々と裁判を行う、でも血が通った人だと分かり安心しました。

裁判の中身については、被告人には執行猶予が付いたのですが、その後の被告人がどうなったのか気になります。

### 司会者

3番及び4番の方は、同じ事件を担当されました。この事件は、殺人及び殺人未遂で、被告人が子供と無理心中を図った痛ましい事件でした。争点として、弁護人から心神耗弱の主張がありました。金曜日の午前中に選任手続期日を行い、週末を挟み、月曜日か

ら金曜日まで審理を行いました。

### 3番

裁判員裁判制度が始まる前に、テレビで検察官や司法修習生のドラマを見ていたので裁判に興味があったため、裁判員裁判制度が始まった時は、参加してみたい気持ちがありました。実際に参加して一番印象に残っているのは、たくさんの資料を持ち帰ることができないので、その場で知識を頭の中に詰め込んで帰り、家でも考えていたので大変でした。特に私の事件では、心神耗弱の主張があり、その点についても考えなければならなかったのが重いものを感じました。最後には涙が出ました。

### 4番

以前から裁判員裁判制度に対する一定の理解を持っており、裁判員を経験してみたいと思っていました。期日の呼出しを受けたとき、これで裁判員に選ばれたと思いました。書類の中身を見ると、最終的に裁判員として選ばれるのは、選任手続期日であることが分かりました。実際に裁判員に選ばれたときは、これからどうなるのだろうと思いましたが、裁判長や裁判官の方々が非常に親切で丁寧にお話をしてくれたので、これなら裁判についていけると思いました。評議についても量刑が争点でしたが、裁判官がかみ砕いて説明してくれたので、自分なりの意見は言えたと思います。法廷の高い位置から裁判に参加して、なかなか経験できないことを経験することができ、良かったと思います。

### 司会者

5番の方の担当した事件は、高齢の被告人が、妻の介護の中で妻に暴行を加え、死なせてしまったと検察官が主張する傷害致死の事件で、暴行の有無が争点となっていました。期間は長く、月曜日に選任手続期日を行い、火曜日から審理が始まり、判決を行ったのは2週間後の火曜日でした。

### 5番

最初に選ばれたときは、仕事をどうしたら良いのか迷いました。また、自分が他人を裁くことができるのかについても悩みました。実際に参加してみると、裁判官がいろいろ手続を導いてくれたので助かりました。ドラマなどでは解剖医の証言で結論が出ることが多いですが、実際の解剖医の証人尋問では、弁護士がいろいろな質問を行っており、現実の裁判を実感しました。私は医療機関に勤めている人間なので、家に帰ってからも被害者の身体の被害状況をいろいろ考えることが多かったです。期間が長かったので体調を崩さないように気をつけていましたが、非常に良い経験ができたと思います。

### 司会者

6番の方の担当した事件も、傷害致死の事件で過剰防衛が争点でした。金曜日に選任手続期日を行い、週末を挟み、実質の審理は月曜日から木曜日まで行われました。

### 6番

私も裁判員裁判制度が始まって、是非参加してみたいと思っていました。二年前にほかの地域で名簿に掲載されましたが、実際に呼出されることがなかったので、今回も呼出しはないのかなと思っていました。実際に呼出しを受けて選任手続期日で説明を受けたときは、被告人が私と同じ年齢であったことから、是非裁判員になりたいと思う反面、自分が他人の人生を決めることができるのか不安でした。実際に参加してみると、頭の

中についていけない場面もあったのですが、素人でも分かりやすい資料などがあり、手続を理解することができました。また評議でも、最初は何を発言すれば良いか分かりませんでしたでしたが、裁判官からいろいろな見方でいろいろな意見を出して、それを議論して、正解を導いていけばよい旨の話を聞き、肩の荷が下りて、自分なりにいろいろな意見を言えたと思います。良い雰囲気の中で評議が行われたと思います。非常に良い経験ができたと思います。

## 裁判員選任手続期日について

司会者

それでは手続に沿ってご意見を伺いたいと思います。

まず選任手続についてご意見、ご感想を伺いたいと思います。裁判所から皆さん方に裁判員候補者として書類が届いたと思いますが、それらを見て、分かりにくかった点はありませんでしたか。

5番

非常に分かりやすく、隅々まで見させていただきました。

6番

漫画形式の書類が、手続に沿って説明していたので、非常に分かりやすかったです。

司会者

呼出しを受けてから職場や家庭の都合を調整したと思いますが、その点で苦労したことはありませんでしたか。

6番

まず、やはり心配だったのは会社です。会社にどれくらい理解があるのかと思いましたが、相談したところ、非常に理解のある会社でした。休暇も特別休暇となり、参加するように言われました。

司会者

ほかの皆さんはいかがですか。仕事や家族との都合の調整は大丈夫でしたか。

(1番ないし5番うなずく)

司会者

実際に裁判所に来て、裁判所の接遇について感じた点があればお聞かせください。

6番

最初は裁判所に非常に固いイメージを持っていましたが、実際に裁判所に赴くと、非常に丁寧に説明をしてくれました。問題となる対応はなかったです。

司会者

ここをもっとこうしたほうが良いという点はありませんか。

4番

選任手続期日が昼近くに終わったので、昼ご飯を出してくれれば良かったと思います。

司会者

裁判員は、皆さんが見えない場所でくじを使って選んでいるのですが、やはり皆さんが見えるところで行ったほうが良いと思いますか。

1 番

どちらでも良いと思います。

司会者

5 番の方にお聞きしたいのですが、選任手続期日において、裁判の中で遺体の写真が出るので不安がある方は個別に話を聞く旨の説明をしましたが、それを聞いてどう思いましたか。

5 番

私は、仕事柄、常にそういうものを見ているので大丈夫でした。

司会者

説明の方法はどうでしたか。

5 番

非常に分かりやすく説明していました。

### 審理日程について

司会者

選任手続期日からの審理までの日程について伺いたいのですが、仕事の調整をする上で、選任されてから審理まで、もっと間を開けてほしいと感じましたか。

3 番

正直言いますと、選任から判決まで10日以上連続して勤務している感じがして体を壊さないか心配でしたが、連続していたからこそ集中して審理に臨めたと思います。仮に間を開けて分散させると、逆に体を壊すのではないかと思います。

司会者

他の方は今回の日程で大体良かったということによろしいですか。実際の審理日程では、休憩を大体1時間に1回の割合で取っていたかと思いますが、回数について、もっと頻繁に取ってほしいと思いましたか。

6 番

私は非常に良いタイミングで休憩を取ってもらったと思います。評議の時も、話をしひとつ結論が出たときや、つまずいたところで休憩を入れてもらったので、そういう意味では、非常にタイミングは良かったと思います。

司会者

ほかの方はどうですか。特に休憩の取り方に不満はなかったですか。

(全員うなづく)

渡邊弁護士

裁判が午前10時から午後5時まで続いたと思いますが、個人的には1日終わるとぐったりします。皆さんは、午前10時から午後5時までの審理時間が長いと感じられるのか、大丈夫と思ったのか、感想をお聞かせください。

4 番

私は、審理の進め方に問題はなかったと思いますが、法廷が8階だったので、どうしても上り下りが多くあった気がします。進め方は全く問題ないと思います。

3番

仕事をしていると普段その時間帯は働いている時間なので、私の場合は全く問題ありませんでした。それと休憩も程良く取っていただいたので、時間についても問題ありませんでした。

## 公判審理について

司会者

公判審理について伺いたいと思います。公判審理の最初の方で冒頭陳述というものがあり、検察官、弁護士それぞれが主張を述べるという機会があります。この冒頭陳述自体は証拠ではないという話があったかと思うのですが、冒頭陳述を聞いているときに、それを理解し、冒頭陳述はあくまで主張であるということを理解した上で聞くことができましたか。

1番

そういう形で理解して聞いていたかどうかは少し分からないですね。実際は、検察官や弁護士が話したことに対して、「ああ、そうなのか。」というような形で思っていました。

司会者

他の方はどうでしたか。

6番

私も1番の方と同じ意見なのですが、初日にこの冒頭陳述があって、検察官、弁護士から違う意見が出てきましたが、それを聞いていて、どこが違うのかなと自分の中でも考えていたのですが、中身を理解するまでには至りませんでした。翌日になって、その点を自分の中で整理したとき、初めて、この部分が議論するところだろうと分かりました。冒頭陳述では、ここが争点なのかなというところまでは頭が追いついていけなかったです。

司会者

3番の方、4番の方の事件では責任能力、6番の方の事件では過剰防衛という法律概念が問題になりました。冒頭陳述でも触れられたかもしれませんが、それぞれどういうものなのか理解できましたか。

6番

私の場合は過剰防衛ということで、その言葉自体、聞いたことはあったのですが、ただ、過剰防衛が罪を軽くするということが最初の段階では分かりませんでした。法廷を重ね、評議を重ねることによって、その意味というものは最終的には理解できてきたと思います。

4番

私は、検察官による冒頭陳述を理解するのに少し時間がかかりました。その理由は、今回の事件の概要というのは、被告人の周りの関係が複雑だったので、最初はよく分からなかったのです。進めていくうちにやっと理解できるようになりましたが、関係図は見づらかったと思います。

司会者

心神耗弱がどういうものか分かりましたか。

4 番

全部分かったわけではありませんが、裁判所から説明があつて、その辺は理解できる  
ところはありました。

3 番

審理予定表の中で、精神状態に関する鑑定医の証人尋問があることを見て、心神耗弱  
が論点になると分かりました。冒頭陳述メモを見た段階では、理解してなかったとは思  
わないのですが、4 番の方が述べるように、関係図があまりにも複雑で、その関係性を  
理解するまですごく時間がかかりました。

司会者

過剰防衛や責任能力が問題になるとして、その後、証拠を見ていくときに、どこを見  
れば良いのか、何に着目すれば良いのか、どういう点に気をつけて読んでいけば良いの  
かというところは冒頭陳述の段階で分かりましたか。

4 番

一定の経緯は分かりましたが、実際、こういう流れでやって、これからいろいろと弁  
護側の反論が出てくるとは想定していましたが、この段階ではまだよく分かりませんで  
した。

司会者

冒頭陳述で検察官、弁護人がそれぞれ主張していましたが、その後証拠を見ていくと  
きに、この証拠はあの主張を証明したいのだなと、ここはあの事実を証明したいのだな  
という、その結びつきは分かりましたか。それとも逆に、今これは何を証明しているの  
か分からないということはありませんでしたか。

6 番

資料のファイルを法廷に持って行きましたので、そういった意味では照らし合わせな  
がら見ることができて、分かりやすかったです。

司会者

それでは今、何をやっているのかよく分からないことはありませんでしたか。

6 番

はい。

司会者

他の方は同じような感じでしたか。

(全員うなづく)

証人尋問や被告人質問を行っている時に、検察官や弁護人からの質問があつたと思  
います。その質問のやりとりを聞いている時に、なぜここを聞いているのだろうかと思  
ったことはありませんでしたか。なぜこんなことを聞いているのかよく分からないと思  
ったことはありませんでしたか。

4 番

私が担当した事件は、証人が検察官の質問に対して、ほとんど回答ができない状態  
であり、結局、調書で言ったとおりの発言が非常に多かったため、証人の回答が明ら

かであれば、もっと早く冒頭陳述のメモが理解できたと思います。証人が何を言っているのかさっぱり分からなかったので、逆に私が困ってしまいました。

司会者

質問が分からないということではなく、証人の発言が分かりづらかったということですか。

4番

そうです。

司会者

3番及び4番の方の事件では鑑定した精神科医が証人となりました。それから5番の方の事件では、法医学の先生、薬学に関する医者、いろいろな専門家の方が出てきました。そのような専門家の方の話では、いろいろ難しいことが出てきたかと思いますが、その内容や証言は理解できましたか。よく分からないところがありましたか。

3番

本当にそういった勉強をし直したいと思うくらい、簡単には理解できなかったもので、そういう資料を持ち帰れるものなら持ち帰って、何度も読み返したいと思いました。

司会者

証人の方が話している内容を理解できないということはありませんか。

3番

実際に法廷だけではなく、評議の場でも資料を見せていただき、分からないところは丁寧に説明していただき、分からないところがないようにはしていたのですが、それでもちょっと分からないところがありました。

司会者

5番の方は仕事上の専門知識があったのかもかもしれません。いかがですか。

5番

とても参考になりました。専門的な数値が証言の中で何度も出てきましたが、分からない人にも数値が分かるような質問や回答を行っていたので、ほかの裁判員もすごく分かりやすかったのではないかと思います。

司会者

1番の方は、証人としていわゆる科捜研の職員が出廷し、火災の危険性について証言していましたが、その証言をお聞きになって、火災の危険性はイメージできましたか。

1番

少し時間が経ってしまったので忘れてしまっていますが、あのときは「なるほど。」と思いました。

司会者

それから、2番及び5番の方の事件では、被告人の供述の信用性も問題になり、取調べ状況を録音したDVDの取調べがありました。DVDは、被告人の供述の信用性を判断する上で役に立ちましたか。

2番

法廷では、被告人の声が小さく聞き取りづらかったのですが、DVDでは普通に話が聞けて理解できました。

司会者

2番の方が判断する上でも役に立ちましたか。

2番

はい、十分に。

5番

私の事件では2回撮影されていたのですが、もしも1回だけなら少し理解できなかったかもしれません。

もしも1回であれば、弁護人の方の意見についてももっと考えられるかと思いました。また、全ての事件で撮った方が参考になるのではないかと思いました。

司会者

それから5番の方の事件では解剖のカラー写真が出てきましたが、仕事柄そういうものをご覧になっていることがあるかもしれません。実際にご覧になってどんな印象をお持ちになりましたか。見るのが嫌だというような気持ちはなかったですか。

5番

それはなかったです。

司会者

1番、3番及び4番の方の事件では、凶器の刃物それ自体が証拠として出てきたかと思います。手に取られたかどうかは分かりませんが、実際に凶器を見てどんな印象をお持ちになりましたか。

1番

実際にその凶器を使って殺人未遂をした被告人が、その時に使った凶器であると述べていたので怖かったです。

3番

私の事件では凶器は包丁でしたが、子供にその刃が向いたということはすごく恐ろしいことだと思いました。

4番

切れそうな鋭利な包丁を証拠として見て、相当のものだなと思いました。

司会者

今の3人にお聞きしたいのですが、刃物を実際に見て良かったと思いますか、あるいは見なくても良かったと思いますか。

1番

見て良かったと思います。怖かったです。それを見ないと証拠がどこにあるのかということになってしまうと思いますので、見て良かったと思います。

3番

1番の方と同じです。

4番

はい、同じです。

司会者

それで、審理の最後の段階になりますと、検察官、弁護人がそれぞれ論告と弁論という形で意見を述べます。それは証拠調べをした結果を踏まえて、それぞれ事件をどう評

働いているのかということ述べるわけなのですが、それぞれの事件で検察官の論告、弁護人の弁論がどういうところを主張したいのか、どこにポイントがあると考えているのかということは理解できましたか。

2番

大体の論点と言いますか、その論点を中心として話が進んでいる、また、どこに着目すべきなのかということがよく分かりましたし、裁判官をはじめ、検察官も丁寧に教えてくれたので、どこに着目すべきなのかよく分かり理解できました。

司会者

法廷でお聞きになっているときにもよく分かったということですか。

2番

はい。

司会者

ほかの皆さんは、特に分かりにくいという印象はなかったですか。

(全員うなづく)

武内検事

先ほど冒頭陳述の話で法律概念という話がありまして、その中で過剰防衛の話が出ました。後の参考のためにお聞きしたいのですが、過剰防衛という言葉自体はそれまでに聞いたことはあったけれども、その場合に刑が軽くなるということが、当初は、よく分からなかったと6番の方が述べていたと思います。これは、冒頭陳述を聞いてもその段階で分からなかったということよろしいですか。

6番

冒頭陳述で過剰防衛について説明していただきましたので、過剰防衛イコール刑を軽くすることはそこでは理解できたのですが、なぜ、過剰防衛なのに刑が軽くなるのかは分からず、後の評議で教えてもらい、理解できました。

武内検事

冒頭陳述でも、もっとその点を説明してくれたらもっと分かったということですか。

6番

はい。冒頭陳述の時点で過剰防衛を理解するとしたら、過剰防衛の場合は刑を軽くすることができることの理由について、もう少し説明してくれると良かったです。

武内検事

先ほども話がありました、凶器等を証拠として見る必要があったのかどうかという話と関連しまして、人が亡くなっている事件の遺体の様子の写真についても必要なのかどうかということが問題になっています。5番の方が参加された事件のように、争点の判断の上で必要という事件もあるとは思いますが、必要かどうか議論の分かれる事件という事件もあると思います。6番の方の事件の場合、そういう写真は証拠として出なかったのですが、感想として、争点を判断するに際して、そういう写真がないと判断できない感じにはなりませんでしたが。

6番

はい。私の場合は、血の付いたTシャツと部屋の中の血痕の写真が証拠として提出され、実際に人体模型の図を使い、どこに傷があったか説明がありました。私が参加した

事件では、それで十分だと思います。

渡邊弁護士

私も冒頭陳述のことで伺いたいのですが、先ほど1番と6番の方から、冒頭陳述後は、争点がなかなか頭に入らなかったという話がありましたが、やはり争点が何かということをつかかった上で、証拠を見ないと意味がないと思います。そもそも冒頭陳述を弁護人と検察官がもっとかみ合う形にする方法と、冒頭陳述を行った後に少し時間を取って、争点をしっかり理解する時間を取ってから審理に入った方が良いか、また、それ以外の方法があるか、ということを書いて聞いていたのですが、いかがですか。

6番

そうですね。私は今お話しいただいた、後者の方だと思います。冒頭陳述の説明を受け、その後少し時間を置いて裁判官から説明をいただいたときに理解できたので、理解する時間があつたほうが良いと思います。

1番

そうですね。理解していなかったというのは、法廷で着席して、冒頭陳述なりを聞いている自分自身が緊張して頭に入らないからだだと思います。弁護人は弁護人の仕事がありますし、検察官は検察官の仕事がありますから、検察官と弁護人がすり合わせて冒頭陳述をするというのは良くないような気がしますので、争点をしっかり理解する時間があつたほうが良いと思います。

渡邊弁護士

ありがとうございます。最初なのでやはり緊張している部分もあり、なかなか入って行きづらいところがあるということですね。

多々良判事補

2点聞かせていただきたいと思います。1点目は、3番と4番の方が立ち会った事件ですが、先ほど4番の方が述べたとおり、あまり話をしない証人の方で、結局検察官から「調書でこうこう言っていますよね。」と言われて、「そう言ってるのであったら、そうです。」という答えがかなり多かったという記憶があります。そういう証人の姿を見て、これだったら調書で良かったのではないかと、逆に証人として呼んで良かったのか、感想を教えてください。

4番

私は、証人を連れてこないと結果は分からないので、連れてくるべきだと思います。確かに私もこの証人の証言で、なかなか検察側の冒頭陳述が理解できなかったというのはあるのですが、だからと言って証人を呼ばないというのは説得力がないと思います。

3番

そうですね。正直、何か糸口みたいなものが見つかったみたいな感じのものはあつたのかなとは思いますが、やはり現場にいた人物を目にすることによって見えてくるものは、言葉にできなくてもあるのではないかと思います。

多々良判事補

ありがとうございます。2点目ですが、裁判所がする質問について、裁判員の皆さんが分かりやすく聞いているのかということと、その聞いた内容がその判断をするべきものについて、有益な情報として聞き出せているのか、教えてください。

1 番

裁判員が直接法廷内で質問するという事はなかったもので、判決を言い渡す前の段階で、みんなの意見をまとめた形で代表して質問してくれたので、良かったと思います。

5 番

私の場合は自分でも質問しましたが、後であれも聞けば良かったなと思うことを裁判官が質問されていたので、さすがだなと思いました。

司会者

証人尋問や被告人質問の時に直接質問された方はいますか。

(2 番, 5 番及び6 番が挙手した。)

司会者

実際に質問してみて、どんな感想をお持ちになりましたか。

2 番

期待した答えはやはり返って来ませんでした。

5 番

私も同じでした。

6 番

私の場合は、どこまで追及した質問をして良いか分からなくて、どうしても単発で質問が終わってしまいました。被告人の答えたことに対して、例えば「それはこうではないですか。」と、どこまで私たちが深く質問して良いのか正直分からなかったところがあり、残念です。

司会者

遠慮してしまったということですか。

6 番

そうですね。良い意味で言うと遠慮してしまったのかもしれませんが、後で検察官が返ってきた答えに対して、また問いかけてということは何回か行っていたのですが、裁判員もそれを行って良いかと思うと、多少遠慮があったと思います。

## 評議について

司会者

それでは次に、評議について伺いたいと思います。法廷での審理が終わりますと評議ということで、裁判官と裁判員と一緒に議論をしていきます。裁判員の大事な仕事として、意見を述べるということがあるのですが、実際に評議に参加された時に、自分の意見は十分に言えましたか。

2 番

私はとても物怖じをするタイプで、人前に出るとあまり話したくないのですが、評議の時は和やかな雰囲気だったので、とても話しやすかったです。裁判官が意見をよく聴いてくれて感謝しております。

6 番

非常に和やかな雰囲気でした。また、裁判官が「正解は一つではない。誰かが発言し

たことの裏返しのことにも意見です。」と言ってくれたので、自分では間違っていると思った意見でも、発言することができました。質問したことにも、裁判官がすべて答えてくれたので、評議は納得できたと思います。

司会者

思うように言えなかった方はいらっしゃいませんか。皆さん、大体自分の意見は言えたということですか。

(全員うなづく)

評議の場ではもちろん裁判官も意見を言うわけですが、その時に皆さんの印象として、裁判官が予め結論を決めていて、そこに誘導されたというような感じは持ちませんでしたか。

6番

私の個人的な意見ですが、裁判長と裁判官がいて、その評議に対して、物事を反面から見る見方というのを上手に導いてくれたので、逆に意見を広げてもらったイメージが非常にありました。1番がこう言った、2番がこう言った、それはやはりそうなのかと思ったところで、また違う意見を出していただいて、その意見がどんどん広がっていったというイメージが強いですね。

5番

6番の方と同じですね。

司会者

ほかに、そういう印象を持たれた方はいらっしゃいますか。

1番

特にないですね。

司会者

皆さんが参加した事件は、全て有罪の判決ですので、刑罰を決めることがあったと思います。量刑に当たって、何を重視しなければならないかという基本的な考え方についての説明があったと思いますが、その説明について理解できましたか。

2番

執行猶予について、少しは分かっているつもりでしたが、私の認識と少しずれていたところがあったので、もう少し詳しく勉強したいと思いました。

司会者

それは逆に言うと裁判官の説明が足りなかった、もう少し説明があれば良かったという感じですか。

2番

いいえ。私の理解力で、執行猶予と聞くと、被告人に対して特にプラスになるだけのものかと思っていたのですが、そうではなくて、被告人に重しをかけるといった意味も含まれているということが初めて分かりました。

司会者

それぞれの評議の場で、量刑の分布のグラフを見せられたかと思いますが、刑を決めるに当たって役に立ちましたか。またはなくても良かったですか。

6番

あのグラフを見て、今扱っている事件がどのくらいの刑になっているのかという、基本的なものがあつた方が自分の中で判決を導くことができたといいます。傷害致死の事件でしたが、当初はグラフを見て、人1人殺してしまつたのであれば、10年や20年は当たり前刑務所に入るものではないか、こんなに軽くていいのかと思つていましたが、やはり量刑の見方の説明を受け、見方がいろいろあるのだなど、強弱があるのだと、そこは非常に納得できたという気がします。

司会者

ほかの方は、このグラフは役に立ちましたか。

4番

同じような事件のものを見ることはできませんでした。殺人と殺人未遂は確かに事実ではあるのですが、それに至る動機にまつわる部分の資料としては少し足りなかつたかなと思つました。すなわち、同じような事件がないので、あくまでそういう前提での統計であることは認識できたのですが、今回の件はグラフよりも、もう少し重くしてもいいのかなと、逆に私は考へてしまいました。

多々良判事補

評議の結論を表現するものが判決で、それが最後の裁判体の意思表示なわけですが、私が担当した事件、特に責任能力ということが問題となつた3番の方、4番の方の事件、ほかの方も争いのあつた事件があつたと思うのですが、その評議の結果が、判決の中に十分皆さんが納得いく形で表現できていたかをお聞かせください。

4番

議論した内容は判決文に表されておりました。

司会者

ほかの皆さんも判決文にはご不満がないということでしょうか。  
(全員うなづく)

## 負担感について

司会者

次に、皆さんの負担感について伺いたいと思つます。経験のないことを何日間にわたつて経験したということで、終わった後に精神的にすごく疲れてしまつたとか、参つてしまつたとかいうことはなかつたですか。

2番

案件が、窃盗をして逃げる際に、同じ店に居合わせた人が車の前に立ちふさがつておるのに、振り切つて逃げてけがをさせてしまつたということで、比較的皆さんの携わつた事件とは違つて軽い事件だつたのですが、私は特に後遺症的なものはありませんでした。

司会者

ほかの方はどうですか。終わつてから眠れなくなつたり食欲がなくなつたりということはありませんか。

3番

例えば自分が携わつた事件が重いものだつたとしたら、同じことが言えるかどうか分

からないですが、最初に裁判員に選ばれた時に、メンタルヘルスサポートについて教えてもらい、何かあった時にそれを使おうと、その資料を持ち帰りました。何事もなく終わって、使うことはなかったのですが、やはり最初にそのサポートの存在を教えてくれたことで、ものすごく気持ちが軽くなった部分があり、本当に良かったと思いました。

司会者

5番の方は今回特に長い期間でしたが、仕事等への影響はなかったですか。

5番

2月の年度末なので非常に忙しかったのですが、周りの方々が、快く休ませてくれました。すごく感謝しています。

司会者

特に支障はなかったですか。

5番

一人でもいれば、それなりにスムーズに仕事はかどりますが、どうにか周りの方がやってくださって助かりました。

司会者

裁判所に、このサポートがあれば気が楽になるのに、あの設備があったらという感想はありますか。

(特に意見なかった)

## 守秘義務について

司会者

次は守秘義務について伺います。守秘義務は、皆が評議の場で自由に意見を言えるようにするため、また、事件関係者のプライバシーを守るためにあるものです。各裁判官から、ここまでの範囲が守秘義務になる旨の説明があったかと思います。実際に皆さんは、現在も守秘義務を負っているわけですが、その守秘義務が皆さんにとって負担になっているということはありませんか。言いたいのに言えないことが、何か精神的な負担になっていることはありませんか。

2番

特にそういうことはなかったですし、それが苦痛になったというようなことはなかったです。

(3番もうなずく)

司会者

ほかの方はどうですか。負担にはなってなかったですか。

(全員うなずく)

この守秘義務自体は、あった方が良いのか、ない方が良いのかという議論もあるのですが、実際に参加された皆さんから見て、守秘義務があった方が良いのか、これはむしろない方が良いのか、どうお考えですか。

2番

あった方が良いと思います。守秘義務がなければ、ブレーキがなく、どんどん突っ走

る車みたいに、何でも話してしまい、思いがけない事件に巻き込まれたりするのではないかと思います。

司会者

皆さんあった方が良くという意見ですか。  
(全員うなづく)

### 今後参加する人に対するメッセージ

司会者

皆さんは、裁判員になる前は、いろいろな不安やよく分からないことがあったと思います。実際に経験した皆さんから、これから裁判員となる方々へのメッセージをお願いしたいと思います。

1 番

確か断ることはできなかったと思いますが、もしも裁判員に選任されたら、やらないと分からないこともありますから、是非参加したほうが良いと思います。

2 番

いろいろな事が勉強できるので、怖がらないでやってみた方が良いと思います。自分の視野が少し広がるような気がします。

3 番

具体的なことは言えないのですが、裁判員を経験した後にニュースなどを見たとき、何かこう自分の見方が変わったような気がしました。また元に戻ってきているような感じもするのですが、やはりそういう違った捉え方、深く見ようとする気持ち、そういうものを植え付けていただけたような気がします。裁判に携わる方々がきめ細かく対応してくださったことが、自分の職場に戻ったときに、こういう視点で働くということが大事であると強く感じ、襟を正させてもらったと思います。これから裁判員になる方にも、そういう気持ちを経験してもらいたいと強く感じました。

4 番

選任された方は可能な範囲で積極的にやってみた方が良いと思います。

5 番

参加された方が良いと思います。私も最初は不安でしたが、実際に選ばれて参加してみると、すごくスムーズに物事を運んでくれて、いろいろなことが勉強になりました。先の3番の方が話したとおり、様々なニュースがテレビで出たりすると、自分の見方が変わってきたような気もします。そういうことから、これから裁判員になる方には是非裁判員裁判に参加して勉強してもらった方が良いと思います。

6 番

私も先ほど話があったとおり、やはり不安感というものがありましたが、やってみることで自分でもできるのだなという部分を認識し、最後まで経験することで充実感や達成感がありました。是非選ばれた方は参加してもらいたいと思います。

### 法曹からの感想

司会者

ありがとうございました。それでは最後に法曹三者の方に感想を伺いたいと思います。

渡邊弁護士

今日はどうもありがとうございました。いつも大体こういう意見交換会の時は、弁護人のやり方がまずかったという厳しい意見が出ることが多いんですが、今日はそのような意見がなくて非常に安心しました。それに甘んじることなく、これからも一生懸命頑張っていきたいと思いますので、温かく見守っていただきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

多々良判事補

本日はありがとうございました。裁判官として、法廷でしっかり判断すべきことを判断できるような審理を目指し、評議の中では皆さんと一緒に自由な議論ができるような評議を目指し、その結果として評議を反映した判決というものを文章という形でしっかり表し、こういったことがどうやったらできるのかということの日々考えているところです。本日は非常に良いご示唆ご意見をいただけたと思っております。このような貴重な機会に参加できて、良かったと思っております。改めて感謝を申し上げます。

武内検事

裁判員の方が、いかに真剣に事件に向き合われて、いかに熱意を持って考えてくださっているのかということ改めて思い知りました。資料を家に持ち帰って、もっと勉強したかったという話ですとか、家に帰ってからどうだったのだろうと考えてみたとか、そういう話を聞きまして、裁判の当事者として、その熱意が最も効果的に結果に結びつくように最適の材料を提供する努力をしなければと強く感じました。今日はありがとうございました。

## 記者からの質問

読売新聞

評議についてお聞きします。皆さんから評議は特に問題はなかったとの話でしたが、例えば、長かった、短かったなどという点も含めて、何か改善した方が良いというところがあればお聞かせください。

6番

法廷が1日目、2日目とあり、3日目は1日評議という話を聞いた時は、最初は、評議に時間をそれほどかけるものなのかなと思いましたが、終わってみると、短かったという感じがするくらい非常に濃い内容だったと思います。結論としては、時間的にも良かったという感じがしています。

2番

評議室では、いろいろな意見を述べ合い、一つの意見に導いていくのですが、自信がないながらも自分の意見を受け止めてもらうことがどんなにうれしいことかと気付かされました。いろいろな意見を聞いた上で、裁判官からこんな見方もありますよという話もあり、考えを深めていくという感じで、あっという間に時間が過ぎていきましたので、

長いとは感じませんでした。

司会者

逆に時間が足りないとは感じませんでしたか。

2番

そう感じた時もありました。

北海道新聞

判決後の記者会見についてお聞きします。3番、4番及び5番の方が参加した事件については、記者クラブから記者会見の申入れを行いました。出席者がいなかったため記者会見を開くことができませんでした。最近、記者会見はほとんど開かれていない実情にあります。そこで、3番、4番及び5番の方には、記者会見の話があった時に抵抗を感じたのかどうか、その他の方には、もし記者会見の申入れがあったとしたら出席したかどうか、ということについて教えてください。

4番

私の場合は、会社に戻って仕事をしなければならないというのがあり、時間的に難しかったので出ませんでした。決して応じないというわけではなくて、たまたまその時は時間がなかったというのが出なかった理由です。

5番

私も同じです。たまたま時間の調整が取れなかったので、出席することができませんでした。

1番

声が掛かったら参加しても良いかなという感じです。

6番

抵抗があるかないかと聞かれば、正直、抵抗は多少ありますが、記者会見の内容と時間帯によると思います。全く参加しないというわけではなく、参加することも可能だと思います。

NHK

2番の方にお聞きします。取調べのDVDを見て役に立ったという話をされていましたが、具体的にどこが役に立ちましたか。

2番

法廷で被告人が話をしていた時は、声が小さくて聞きづらかったこともあり、理解に苦しむところもありました。ビデオでは、聞かれたことに普通に話していたので、あれが本当の気持ちなのだろうということが分かりました。あと、少しふてくされた態度をとったりしたところも映し出されていたので、いつもこんな感じの人なのかなと、被告人の一部分を垣間見ることができたような気がしました。どこがという具体的なところは、失念してしまったので申し上げられません。

NHK

法廷とは違ったところを見ることができて良かったということですか。

2番

そうですね。法廷での声が聞き取りにくかったのも、その点、ビデオはとても役に立ったと思います。

NHK

3番の方にお聞きします。責任能力を問う難しい裁判だったと思いますが、資料を持ち帰ることができたら良かったという感想を述べられていました。どういう資料を持ち帰りたかったのか教えてください。

3番

具体的なものは出てこないのですが、もし持ち帰れることができたならば、家に帰ってから思考回路の中でつながる部分があるのではないかと感じて、そう思いました。

司会者

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。裁判員制度はもうじき5年を迎えますが、まだまだ改善の余地があると思っています。これからも、裁判所、検察庁、弁護士会で協力しながら、より良いものにしていかなければならないと考えています。今日は比較的好意的な意見が多かったように思いますが、それに甘えることなく、指摘された点についてはこれからの裁判員裁判に反映させ、より良い制度にしていきたいと思えます。本日は、忌憚のない意見をたくさんお伺いしました。我々にとっても勉強になりましたし、これからの糧になっていくと思えます。本当にありがとうございました。

以 上